

吹田市子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しについて

1 国が示す見直しの要否の基準（教育・保育の量の見込みの見直し）

ア 平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、計画における見込みよりも10%以上かい離がある場合には、原則として見直しが必要。

イ 10%以上のかい離がない場合についても、平成29年度末以降も引き続き整備を行わなければ、待機児童の発生が見込まれる場合、又は既に市町村計画において年度ごとの設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合も見直しを行うものとする。

2 吹田市での見直しについて

(1) 教育・保育の量の見込みの見直し

2・3号認定について、平成28年4月1日現在の実績値が計画における量の見込みより10%以上のかい離があり、平成29年度もその傾向は引き続いていることから、平成29年度の現状を踏まえ、量の見込みを見直し、確保方策を検討する。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの見直し

計画策定時の就学前児童数の推計と実績にかい離が生じていることから、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについても必要な見直しを行う。

なお、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）については、中間年の見直し作業に先立って、事業計画の一部変更を行う予定。

3 今後のスケジュール

平成29年 8月	中間年の見直し案の検討【第2回子ども・子育て支援審議会】
夏ごろ	大阪府へ 教育・保育の量の見込みの改定状況報告
9月	パブリックコメントの実施
10月	パブリックコメント結果の報告【第3回子ども・子育て支援審議会】
秋～冬	大阪府へ 計画の見直しの協議